

横浜市立動物園等指定管理者選定要項

令和7年4月

横浜市みどり環境局動物園課

目次

1	指定管理者制度の趣旨	3
2	応募の概要	3
(1)	対象施設	3
(2)	指定期間	3
(3)	指定管理者の応募、選定及び指定（「5 応募及び選定に関する事項」参照）	3
(4)	休園等について	3
(5)	問合せ先	3
3	指定管理者が行う業務	4
4	施設の概要	4
(1)	施設の設置目的と理念	4
(2)	目的達成の手段	4
(3)	実施事業（具体策）	4
(4)	職員配置及び経費等（実施事業を支える体制）	6
(5)	指定管理者と横浜市の役割分担及びリスク分担	8
(6)	業務実施上の留意事項	10
5	応募及び選定に関する事項	15
(1)	応募及び選定スケジュール	15
(2)	応募手続について	15
(3)	審査及び選定の手続について	16
(4)	応募手続について	17
(5)	資格要件及び欠格事項について	21
6	協定及び準備に関する事項	23
(1)	協定の締結	23
(2)	協定の主な内容	23
(3)	開業準備	23
(4)	指定候補者及び次期指定管理者の変更	23
(5)	指定取消及び管理業務の停止等	24
(6)	指定内容の変更	24

1 指定管理者制度の趣旨

多様化する市民ニーズにより効果的・効率的に対応するため、民間の能力を活用しつつ、市民サービスの向上と経費の節減等を図ることを目的として、平成 15 年 6 月の地方自治法改正により指定管理者制度が導入されたことで、それまで公共団体等に限られていた「公の施設」の管理運営について、企業及び NPO 法人等を含む幅広い団体に委ねることが可能となりました。

このたび、令和 8 年 4 月から横浜市立動物園等の管理運営を行う指定管理者の選定にあたり、次のとおり選定要項を定め、事業者を募集します。

2 応募の概要

(1) 対象施設

ア 横浜市立よこはま動物園（横浜市繁殖センターを含む）

イ 横浜市立野毛山動物園（万騎が原ちびっこ動物園を含む）及び野毛山公園（野毛山動物園を除く）

ウ 横浜市立金沢動物園及び金沢自然公園（金沢動物園を除く）

※施設の詳細については、別紙「横浜市動物園等指定管理者業務仕様書」等を参照してください

(2) 指定期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 18 年 3 月 31 日まで（10 年間）

(3) 指定管理者の応募、選定及び指定（「5 応募及び選定に関する事項」参照）

指定管理者の選定は、「「横浜市動物園等の指定管理者の選定及び評価に関する要綱」に基づき選定する。なお選定にあたっては、「横浜市動物園条例」に基づき設置される「横浜市動物園等指定管理者選定評価委員会」（以下「選定評価委員会」という。）において、書類審査及びヒアリング等を実施し、応募者が指定管理候補者として動物園等の設置目的を効果的に達成することができると認められるかを審査します。選定結果は、応募者に対して速やかに通知し、選定の経過及び結果は、指定管理者選考後、 当局ホームページへの掲載等により公表します。

その後、市会の議決を経て、指定管理者として指定します。

(4) 休園等について

野毛山動物園は「野毛山動物園リニューアルプラン（令和 6 年度策定）に基づき、大規模リニューアル工事が予定されています。工事内容、期間等の詳細が決まり次第、工事期間中の施設運営及び指定管理料の取扱い等について横浜市と指定管理者で協議します。

(5) 問合せ先

〒231-0005 横浜市中区本町 6 丁目 50 番地の 10

みどり環境局公園緑地部動物園課

電話： 045 (671) 4124 Fax： 045 (550) 4650

E-mail： mk-zoo@city.yokohama.lg.jp

3 指定管理者が行う業務

横浜市動物園条例第2条及び第3条の2に規定する事業の実施に関すること。

(詳細は、以下を参照してください)

4 施設の概要

(1) 施設の設置目的と理念

動物園等の施設は、都市公園法に基づく、公共の福祉の増進に資するため設置された施設です。また、加えて市立動物園は、博物館法に基づいて、教育、学術及び文化の発展に寄与することを目的に設置された施設でもあります。

横浜市立動物園は、生物多様性保全の重要性を人々に伝える自然との架け橋としての役割を担うとともに、動物たちを知り動物たちから感動を得ながら、いのちの大切さを学ぶ場を提供し、生きものと共生する文化の構築に貢献します。

(2) 目的達成の手段

上述の理念を実現するため、横浜市動物園条例第2条及び第3条の2並びに横浜市公園条例第28条の2第1項第2号及び同第3号に基づく次の事業を実施します。

- ア 教育的配慮のもとに、動物を収集し、飼育し、及び展示すること。
- イ 動物に関する知識、動物愛護思想及び環境教育の普及活動を行うこと。
- ウ 動物に関する調査研究を行うこと。
- エ 野生動物の保護及び繁殖を行うこと。
- オ 野生動物の救護活動を行うこと。
- カ 公園又はその一部の維持管理に関すること。
- キ その他市長が定める業務に関すること

(3) 実施事業（具体策）

具体的な実施事業は次のとおりです。

- ア よこはま動物園（横浜市繁殖センターを含む）・野毛山動物園・金沢動物園共通事項
 - (ア) 来園者サービス業務
 - (イ) 動物飼育展示・管理業務
 - (ウ) 教育普及業務
 - (エ) 調査・研究業務
 - (オ) 野生傷病鳥獣等の保護
 - (カ) 維持管理業務
 - (キ) 便益施設等の調整業務
 - (ク) 3園連携・調整業務
 - (ケ) 管理運営業務
 - (コ) 危機管理
 - (ク) その他

イ よこはま動物園固有事項

(ア) 横浜市繁殖センター管理運営業務

令和8年4月から、新たに指定管理の対象施設となる横浜市繁殖センターについては、横浜市立動物園との連携を含め、繁殖センターのもつ機能を最大限発揮できるような提案を行ってください。

(イ) ガーデンネックレス横浜及び里山ガーデンフェスタへの協力

ウ 野毛山動物園固有事項

(ア) 万騎が原ちびっこ動物園管理運営業務

(イ) 野毛山動物園リニューアル

エ 金沢動物園固有事項

(ア) 来園者輸送業務

(イ) 動物ふん有効活用事業

(ウ) ユーカリの栽培管理・調達

オ 野毛山公園管理業務

カ 金沢自然公園管理業務

キ その他横浜市への協力

2 (1) ア～ウに規定する指定管理施設（以下「当施設」という）の現状や管理運営に関する調査等があった場合には、協力します。

当施設を使用し横浜市が実施又は要請する事業（当施設を使用した防災訓練、イベント等の実施）があった場合には、管理運営に支障が生ずる場合を除き、積極的に参加・協力します。

その他区局の運営方針等、横浜市政に関して協力するよう努めます。

ク その他

4 (3) ア～クの事業を通じて4 (1)・(2)を効果的に達成するため、次の取組を行ってください。

(ア) 自主事業の提案及び実施

動物園等の事業目的達成、活性化のため、別途定める「横浜市立動物園等指定管理者業務仕様書」に加え、集客に繋がるイベント・広告宣伝等の自主的な事業に活用し、動物園等のコンセプトの普及及び理解を深める活動等、創意工夫に基づく、本指定管理区域の特徴を活かした魅力向上や来園者サービスの向上を目的とした自主事業を本指定管理の実施を妨げない範囲において、指定管理者の責任と収益事業等により生じた自主財源により積極的に実施してください。なお、自主事業において、事業実施に必要な経費の範囲内で、参加者から参加料を徴収することができるものとします。

なお、横浜市に3つの動物園があることが市民一人ひとりの生活文化や心の中で「誇り」となり、大切な存在として定着し、支持を得ることを目的に、3動物園等の広報のみならず、商品や接客、イベント、展示等のブランディングを行ってください。

自主事業を実施する場合は、自主事業の実施計画書を事前に市に提出し、承認を得なければなりません。この場合において、市及び指定管理者は必要な協議を行うものとします。

また、市及び指定管理者は、協議により、自主事業の実施条件等を別に定めることができるものとします。

(イ) 地域の課題への理解

地域の、当施設に関する課題について把握、理解し、必要に応じて地域の団体や地域住民、関係団体と協力し課題解決に努めます。

(4) 職員配置及び経費等（実施事業を支える体制）

ア 職員配置と人材育成

動物園等の指定管理業務に従事する職員の人員体制を、提案書及び賃金水準スライドの対象となる人件費に関する提案書で提案してください。

動物園等の指定管理業務に従事する職員は、労働基準法等関係法令を順守し、管理運営を効率的に行うため、業務形態にあった適正な人数の職員を配置することとします。各園に業務を統括する園長を1名配置するとともに、3園を統括する責任者を置いてください。実務を担当する職員については、必要な資格、知識、技術、経験を有する職員を必要数配置することとします。また、動物園等の指定管理業務に係る専門分野ごとに責任者を置くなど、動物園等を一体的に管理運営するための必要な体制及びその人員を適正に配置することとします。

また、研修の実施や職員配置、人事異動等により動物園の管理運営を担う人材の育成や専門的な技術継承等を行ってください。（仕様書参照）

イ 指定管理料

市立動物園等の運営に係る人件費、事業費、事務費及び管理費等の経費に充てるため、横浜市は指定管理者に対して指定管理料を支払います。管理費には、施設の維持保全にかかる清掃、点検、運転・監視及び修繕等を含む補修費の経費を含みます。

この指定管理料は動物園等の指定管理のみに対する経費であり、他の会計と混同せず、応募単位での単一の会計として処理をするようにしてください。また、自主事業、指定管理区域外及び設置管理許可施設の会計との混同もしないようにしてください。

指定管理料は、応募の際に提出された指定管理料提案書を元に、会計年度（4月1日から翌年3月31日まで）ごとに、横浜市の予算の範囲内で、横浜市と指定管理者が協議して決定します（予算は議決案件であり、各年度予算案の議決が条件となります。）。指定管理料の支払い時期及び方法等は年度協定で定めます。

各年度の指定管理料決定のための協議の際に、選定時の提案書で示された指定管理料の金額から減額する場合には、管理運営や事業内容等（開館日数や開館時間の変更等を含む。）に関して、横浜市と指定管理者の間で協議を行うこととします。

なお、指定管理者による管理運営が、本選定要項や協定で定めた水準に満たなかった場合や他の会計と混同していた等の場合には、指定管理料の減額を行う場合があります。指定管理料減額の基準及び手続等については、協定で定めます。

＜提案にあたって＞

今後、横浜市においては、長期的に総人口が減少する局面を迎えるなか、市政運営を持続可能なものとするために「創造・転換」を理念として、歳入の確保や歳出の抑制など事業の見直しに取り組んでいく必要があります。

公の施設の管理者である指定管理者においても、時代の変化によって多様化・複雑化する市民ニーズにふさわしい公的なサービスを提供するため、DXやRPAの積極的な導入をはじめ、適宜委託にかかる仕様の見直しを図るなど、業務の効率化・省力化により、最大限の効果が発揮されるよう、限られた指定管理料を最大限に活用した提案を検討してください。

＜指定管理料の考え方＞

指定管理料（消費税10%相当含）＝指定管理事業費「管理運営経費」※1－利用料金収入※2

※1 指定管理者の人件費、事務費、光熱水費、管理費、事務経費、その他すべての経費が含まれます。

※2 応募時に指定管理者が提案した利用料金収入見込み額を超えて収入があった場合は、指定管理者の収入とすることができます。

※3 横浜市と指定管理者が結ぶ協定金額は、応募者が提案した管理経費に消費税を加えた額に、応募者が提案した利用料金見込み額を差し引いた額を基本として、両者の協議により決定することとなります。

＜第四期指定管理期間の指定管理料の上限額（消費税10%相当含む）＞

原則として1年あたり2,872,000千円とします。

なお、野毛山動物園リニューアルに伴い管理経費の増減が生じた場合は、別途協議することとします。

＜参考＞

新型コロナウイルス感染症拡大防止のために臨時閉園を行った令和2年度と入園者数の制限を行った令和3年度を除く直近5か年（平成29年度・平成30年度・令和元年度・令和4年度・令和5年度）の平均利用料金収入。

よこはま動物園	金沢動物園	合計
403,821,000 円	67,363,000 円	471,184,000 円

ウ 賃金水準の変動への対応

提案された人件費のうち給与等、賃金水準の変動による影響を受けるものについては、2年目以降の指定管理料に反映していきます（以下、この仕組みを「賃金水準スライド」という。）。

このため、収支予算書等に記入する人件費のうち、賃金水準スライドの対象となるものについては、基礎単価と各年度の配置予定人数を乗じた額を記入してください。

なお、賃金水準スライドの対象外の人件費については、必要額を積算し、記入してください。

賃金水準スライドの詳細については、別添「指定管理者制度における賃金水準スライドの手

引き」を参照してください。

※ 配置予定人数は、雇用総人数ではなく人工を指します。したがって、実際に施設で働く総人数ではなく、その業務を行うための人数を数えてください。場合によっては、小数点以下になることも考えられます。

上半期に1名、下半期に1名の雇用だった場合は、1年あたりの配置予定人数は2名ではなく、1名として数えてください。

1名の職員が複数事業を担当している場合、A事業は0.5名、B事業は0.5名として数えることも考えられます。

エ 修繕等

施設・設備・備品等の修繕等については、1件あたり100万円（消費税含む）未満のものは、指定管理者が負担します。なお、1件100万円（消費税含む）以上の修繕等であっても、横浜市との調整、協議のうえ指定管理者の事業として実施していただく場合もあります。

オ 利用料金等

よこはま動物園及び金沢動物園への入園者の利用料金は、動物園条例第3条の5に基づき徴収します。また、自主事業等に関わる参加料等を参加者から運営費の範囲内で徴収することができます。これらの収入は、指定管理業務の収支報告書において、園ごとに適切に報告することとします。

(5) 指定管理者と横浜市の役割分担及びリスク分担

指定期間内における指定管理者と横浜市の主な役割分担については、特別なものを除き、原則として次表ア、リスク分担については次表イのとおりとし、これ以外の役割分担やリスクに関する対応については、別途協議するものとします

ア 役割分担

項目	指定管理者	横浜市
運営の基本的考え方	◎	○条例・規則事項
広報・プロモーション	◎	
公園の管理運営	◎	
物品管理	◎	
公園施設の法的管理 (占有・行為許可等)		◎
苦情対応	◎	○
事故対応	◎	
災害復旧（初期対応）	◎	
公園施設の整備、改修等 ※リスク分担表参照	○	○
賠償責任（指定管理者に管理 瑕疵がある場合）	◎	

イ リスク分担

リスクの種類	リスクの内容	負担者		
		市	指定管理者	分担(協議)
物価変動	収支計画に多大な影響を与えるもの	○		
	それ以外のもの		○	
賃金水準	賃金水準の上昇による人件費の増加	○		
資金調達	資金調達不能による管理運営の中断等		○	
	金利上昇等による資金調達費用の増加		○	
法令等変更	管理運営に直接影響する法令等の変更			○
税制変更	消費税（地方消費税を含む）率等の変更			○
	法人税・法人住民税率等の変更		○	
	事業所税率等の変更			○
	それ以外で管理運営に影響するもの			○
許認可等	市が取得すべき許認可等が取得・更新されないことによるもの	○		
	指定管理者が取得すべき許認可等が取得・更新されないことによるもの		○	
管理運営内容の変更	市の政策による期間中の変更	○		
	指定管理者の発案による期間中の変更			○
組織再編行為等	指定管理者に組織再編行為等が生じたことにより、必要な対応をするために市に発生する費用		○	
需要変動	大規模な外的要因による需要変動			○
	それ以外のもの		○	
管理運営の中断・中止	市に帰責事由があるもの	○		
	指定管理者に帰責事由があるもの		○	
	それ以外のもの			○
施設等の損傷及び修繕	指定管理者に帰責事由があるもの		○	
	指定管理者が設置した設備・備品		○	
	それ以外のもの （負担限度付一件あたり 100 万円（消費税含む）未満のもの）		○	
利用者等への損害賠償	市に帰責事由があるもの	○		
	指定管理者に帰責事由があるもの		○	
	市と指定管理者の両者、又は被害者・他の第三者等に帰責事由があるもの			○
選定要項等	選定要項等の瑕疵・不備に基づくもの	○		
不可抗力※	不可抗力による施設・設備の復旧費用	○		
	不可抗力による管理運営の中断			○

※ 暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、戦乱、内乱、テロ、侵略、暴動、ストライキ及び伝染病・感染症の流行等

(6) 業務実施上の留意事項

ア 関係法令等の遵守について

業務を遂行するうえで、関係する法令等を遵守することとします。

なお、指定期間中にこれらの法令等に改正があった場合は、改正された内容とします。

<主な関連法令等>

- (ア) 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）
- (イ) 都市公園法（昭和 31 年法律第 79 号）及び都市公園法施行令（昭和 31 年政令第 290 号）
- (ウ) 横浜市公園条例（昭和 33 年 3 月条例第 11 号）
- (エ) 横浜市公園条例施行規則（昭和 33 年 3 月規則第 11 号）
- (オ) 横浜市動物園条例（昭和 63 年 3 月条例第 11 号）
- (カ) 横浜市動物園条例施行規則（昭和 63 年 3 月規則第 51 号）
- (キ) 動物の愛護及び管理に関する法律（動物愛護管理法）、家畜伝染病予防法、狂犬病予防法、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律
- (ク) 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成 4 年法律第 75 号）
- (ケ) 行政手続法（平成 5 年法律第 88 号）
- (コ) 横浜市行政手続条例（平成 7 年 3 月条例第 15 号）及び横浜市行政手続条例施行規則（平成 7 年 6 月規則第 80 号）
- (サ) 個人情報保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）
- (シ) 横浜市個人情報の保護に関する条例（令和 4 年 12 月条例第 38 号）
- (ス) 横浜市暴力団排除条例（平成 23 年 12 月条例第 51 号）
- (セ) 労働関係法令（労働基準法、労働組合法、労働安全衛生法、職業安定法、最低賃金法、労働者派遣法、男女雇用機会均等法、育児・介護休業法、雇用保険法等）
- (ソ) 建物・設備の維持保全関係法令（建築基準法、消防法、電気事業法、水道法、建築物における衛生的環境の確保に関する法律等）
- (タ) 環境法令等（エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律、地球温暖化対策の推進に関する法律等）
- (チ) 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成 25 年法律第 65 号）
- (ツ) その他「横浜市立動物園等指定管理者業務仕様書」に規定する法令等

イ 業務の基準・評価について

(ア) 事業計画書・事業報告書等の提出

指定管理者は、単年度の運営状況だけでなく、指定期間内の継続的改善の仕組みを検討し、毎年度、実施計画書及び事業報告書等を作成し、横浜市に提出します。これらの提出物については、公表することとします。なお、年度実施計画書及び年度事業報告書等の内容については、「横浜市立動物園等指定管理者業務仕様書」において定めます。

(イ) 自己評価の実施

業務の質やサービスの向上を図ることを目的に、利用者等から施設運営に関する意見を聴取し、年 1 回以上、自己評価を実施することとします。

(ウ) 事業評価の実施

横浜市動物園条例第3条の4に基づき、横浜市動物園等指定管理者選定評価委員会による事業評価を行います。指定管理者は、横浜市からの指示に基づき対応を行うこととします。事業評価の実施方法等については、別途定めます。

(エ) 業務の仕様を満たしていない場合の措置

横浜市は、指定管理者が業務の仕様を満たしていないと判断した場合、指定管理者が必要な改善措置を講じるよう指示を行います。それでも改善が見られない場合、横浜市は地方自治法第244条の2第11項に基づき、その指定を取り消し、又は期間を定めて業務の全部若しくは一部を停止する場合があります。

この場合、横浜市に生じた損害は指定管理者が賠償するものとします。また、指定管理者は、次期指定管理者が円滑かつ支障なく管理運営を行うことができるよう、必要な引継ぎを行うものとします。

ウ その他

(ア) 文書等の管理

指定管理者が管理業務を行うにあたり作成、または、取得した文書等は横浜市行政文書管理規則の規定に準じて管理し、指定期間終了後必要な文書については、市の指示に従って引き渡すこととします。

(イ) 守秘義務

指定管理者及び業務従事者は、本指定管理の実施により、知り得た秘密及び市の行政事務等で一般に公開されていない事項を外部に漏らし、又は他の目的に使用してはならない。

指定期間が終了した後においても同様とします。

(ウ) 個人情報の保護について

指定管理者が管理業務を実施するにあたっては、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び横浜市個人情報の保護に関する条例（令和4年12月28日条例第38号）の規定が適用され、個人情報の保護に関する法令等を遵守し、個人情報を適正に取り扱うことが必要です。

また、個人情報の保護に関する法律に基づく保有個人データの開示等の請求について、手続等の統一化を図るため、協定等において、横浜市が示す「指定管理者の保有する保有個人データの開示等の請求に関する標準規程」に準拠して、指定管理者が「保有する保有個人データの開示等の請求に関する規程」を作成し、保有個人データの開示等の請求に対して適切に対応することとします。

さらに、従事者に対して必要な研修を行うとともに、横浜市等が実施する個人情報保護に関する必要な研修に積極的に参加するものとします。

(エ) 情報公開の実施について

指定管理者が管理業務を実施するにあたっては、「横浜市の保有する情報の公開に関する条例」（平成12年2月横浜市条例第1号）の規定に準じて、情報公開の対応を適切に行うことが必要です。

また、協定等において、横浜市が示す「指定管理者の情報の公開に関する標準規程」に準拠して、指定管理者が「情報公開規程」を作成し、文書等の開示の申出に対して適切に対応

することとします。

(オ) 事故への対応・損害賠償について

指定管理者は、施設において事故防止に努めるとともに、発生した事故への損害賠償等の対応に関して、次のとおり義務を負うこととします。

- a 指定管理者の責めに帰すべき事由により、横浜市又は第三者に損害を与えた場合には、指定管理者においてその損害を賠償しなければなりません。
- b 施設における事故防止及び事故発生時の対応に備えて、指定管理者はあらかじめ事故防止・事故対応マニュアルを定めるとともに、事故発生時には直ちに必要な措置を講じるとともに、横浜市へ遅滞なく報告しなければなりません。
- c 指定管理者は、損害保険会社により提供されている指定管理者に対応した施設賠償責任保険に加入し、当該保険からの保険金により損害賠償責任に対応するものとします。なお、対人補償の保険金額は1人1億円以上とし、横浜市を追加被保険者とします。

(カ) 苦情・要望について

指定管理者は利用者等から寄せられる苦情や要望に十分応えることのできる体制を整え、横浜市に適切に報告することとします。また、苦情・要望処理報告書を作成し、横浜市に提出することとします。

(キ) 利用の継続

業務の開始にあたっては、現に動物園等を利用している利用者の継続利用を妨げないこととします。

また、利用者に関する情報は、利用者の同意を得て、指定期間終了時には次期指定管理者に引き継ぐこととします。

(ク) 事業の継続が困難となった場合の措置

a 指定管理者の責めに帰すべき事由による場合

横浜市は地方自治法第244条の2第11項に基づき、指定の取り消しをすることができるものとします。その場合は横浜市に生じた損害は指定管理者が賠償するものとします。

また、指定管理者は、次期指定管理者が円滑かつ支障なく動物園等の管理運営業務を遂行できるよう、次期指定管理者に対して引継ぎを行うものとします。

なお、引継ぎの内容については業務内容等の確認をするため、必ず横浜市の承認を受けてください。

b 当事者の責めに帰することができない事由による場合

横浜市及び指定管理者双方の責めに帰することができない事由により、事業の継続が困難になった場合は、事業継続の可否について協議するものとします。

(ケ) 協定書の解釈に疑義が生じた場合等の措置

協定書の解釈に疑義が生じた場合又は協定書に定めのない事項が生じた場合については、横浜市と指定管理者は誠意を持って協議するものとします。

(コ) 公租公課

指定管理業務に関して生じる公租公課は、特段の規定がある場合を除き、すべて指定管理者の負担とします。指定管理者は法人に係る市民税等の納税義務者となる可能性があるた

め、財政局主税部法人課税課、所轄の県税事務所及び税務署にお問合せください。

(サ) 施設情報の定期的報告

建物・設備の維持保全の状況について、指定管理者が各種点検により確認し、横浜市に報告します。確認及び報告は、横浜市が策定している「維持保全の手引」、「施設管理者点検マニュアル」、及び「公園点検マニュアル」に基づき、指定管理者が施設・設備の定期的な点検及び本市への報告等を行うものとします。

(シ) 災害等発生時の対応

横浜市防災計画等において、指定管理施設の一部は広域避難場所となっております。

また、災害時における他都市の消防機関からの応援が必要と認めるときの緊急消防援助隊等受援・応援計画に基づき応援要請を行う場合の受入拠点の一つが金沢自然公園駐車場となっている他、金沢自然公園内にある「ののはな館」及び金沢自然公園高速側駐車場は、災害時にその施設の一部が金沢土木事務所・金沢警察署の一時利用場所となっており、指定管理者はその利用に協力することとします。

なお、災害時の対応を明確にするため、横浜市と指定管理者で、別途、「災害時等における施設利用の協力に関する協定」の締結を行うと共に、横浜市の「指定管理者災害対応の手引き」に基づき災害時の体制整備等を図ります。

なお、現段階では横浜市防災計画等に位置付けがない場合でも、危機発生時の状況によっては、随時、施設に協力を求める可能性があり、指定管理者はそれに協力するよう努める義務があります。

(ス) 廃棄物の対応

施設から発生する廃棄物の抑制に努めるとともに、横浜市の分別ルールに沿って適切に分類を行い、可能な限り資源化していくなど「横浜市一般廃棄物処理基本計画」等に沿った取組を推進することとします。

(セ) 管理許可について

有料駐車場、売店、飲食提供のための施設等が設置されている場合は、指定管理者が管理運営を行います。この場合、横浜市へ施設の管理許可等の申請を行い、公園使用料を横浜市に納入するものとします。

有料駐車場、売店、飲食提供のための施設等の管理運営方法等の詳細については、別途協議して決定します。例えば、駐車場の料金等については、利用者サービス向上や地域の状況等を踏まえ、指定管理者が提案し、横浜市と協議を経て決定するものとします。

収益の一部を動物園等の維持管理経費に充当することができますが、この場合は提案書で提案してください。

なお、指定管理料と許可施設にかかる管理運営に関する光熱水費等の経費は混同せず、それぞれ独立した会計として取扱います。

(ソ) 設置許可について

利用者サービス向上を図るため、自動販売機等の便益施設を設置する等の場合は、横浜市へ設置許可等の申請を行う必要があります。指定管理者は公園使用料を負担するとともに、自動販売機等で使用する電気料金についても指定管理者が負担するものとします。

指定管理料と許可施設にかかる管理運営に関する光熱水費等の経費は混同せず、それぞれ独立した会計として取扱います。

指定管理者が自動販売機業者等から徴収する売上手数料等については、指定管理者が当該業者と締結する委託契約書等に規定するとともに、指定管理者の収入として適正に会計処理することとします。

なお、設置許可施設の管理運営等の詳細については、別途協議して決定します。

(㌥) 横浜市暴力団排除条例の遵守

横浜市暴力団排除条例(平成 23 年 12 月条例第 51 号)により、指定管理者は公の施設の利用等が暴力団の利益になると認められる場合、その利用許可等を取り消すことができるとしています。指定管理者は当該条例の趣旨に則り、適正に施設の管理運営を行ってください。

(㌦) 横浜市中心小企業振興基本条例を踏まえた取組の実施

横浜市では、横浜市中心小企業振興基本条例(平成 22 年 3 月条例第 9 号)により、市内中小企業への優先発注の徹底に努めています。

指定管理者は、本条例の趣旨を踏まえ、修繕等の発注、物品及び役務の調達等にあたって、市内中小企業への優先発注に努めるものとします。

なお、横浜市は本施策の取組状況を確認するため、指定管理者に対して、指定期間中の発注状況についての調査を実施する場合があるため、これに協力してください。

(㌧) 障害者の雇用の促進等に関する法律への対応

指定管理者は、障害者の雇用の促進等に関する法律の基本的理念を踏まえ、障害者雇用の促進に努めるものとします。

なお、横浜市は取組状況を確認するため、指定管理者に対して、指定期間中の指定管理者における障害者雇用の状況について調査を実施する場合があるため、これに協力してください。

(㌨) 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律に基づく合理的配慮の提供

指定管理者は、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する横浜市職員対応要領」を参考に合理的配慮の提供を行うこととします。

(㌩) ウェブサイトについて

a 掲載すべき情報

指定管理者が横浜市立動物園等のウェブサイトを設置する場合には、次の情報を掲載することとします。

(a) 指定管理者名

(b) 横浜市立動物園等の事業報告書等が掲載されている横浜市のウェブページのリンク

b セキュリティ及び情報ウェブアクセシビリティへの配慮

指定管理者は、ウェブサイト等インターネットを利用して情報を受発信する場合は、すべての人が安全かつ適切に情報を得られるよう、セキュリティを確保するとともに、「ウェブアクセシビリティ仕様書」に基づき、「JIS X 8341-3:2016 の適合レベル AA」に準拠したウェブアクセシビリティに配慮することとします。

(ナ) 財務状況の確認

安定的な管理運営が確保されているかを確認するため、横浜市は年度に1回、指定管理者となっている団体（共同事業体の場合は、全ての構成団体）について、財務状況確認を行います。そのため、指定管理者となっている団体（共同事業体の場合は、全ての構成団体）から財務諸表等の財務状況について確認できる書類を提出していただきます。

(ニ) 指定管理者に対しての指示等

横浜市は地方自治法第244条の2第10項に基づき、指定管理者の管理する公園及び公園施設の管理の適正を期するため、指定管理者に対して、当該管理の業務又は経理の状況に関し報告を求め、実地について調査し、又は必要な指示をすることがありますので、その際は横浜市の指示等を遵守してください。

(ヌ) その他市政への協力

その他環境対策や区局の運営方針等、市政に関して協力するよう努めることとします。

(ネ) その他

その他、記載のない事項については、横浜市と協議を行うこととします。

5 応募及び選定に関する事項

(1) 応募及び選定スケジュール

ア 応募のお知らせ	令和7年4月14日（月）
イ 選定要項の配付	令和7年4月14日（月）配付
ウ 応募説明会	令和7年4月15日（火）
エ 選定要項等に関する質問受付	令和7年4月16日（水）から令和7年4月28日（月）まで
オ 質問への回答	令和7年5月16日（金）頃（予定）
カ 応募書類の受付期間	令和7年6月11日（水）から令和7年6月13日（金）まで
キ 審査・選定（面接審査実施）	令和7年8月上旬
ク 選定結果の通知・公表	令和7年9月中旬
ケ 指定管理者の指定	令和7年12月下旬（予定）
コ 指定管理者との協定締結	令和8年1月以降（予定）

(2) 応募手続について

ア 応募の公表

指定管理者の応募について、横浜市からEメール等によりお知らせします。

イ 選定要項の配付

応募のお知らせとともに横浜市からEメール等により送付します。

応募方法、応募書類等に関する説明会を次のとおり開催します。

(ア) 開催日時

令和7年4月15日（火） 15時00分から16時00分まで

(イ) 開催場所

横浜市役所 18階 みなと16会議室

(ウ) 参加人数

10名以内とします。

(エ) 申込方法

E-mailで「横浜市動物園等指定管理者選定応募説明会申込書」(様式1)をみどり環境局動物園課に送付してください。

ウ 選定要項等に関する質問の受付

選定要項の内容等に関する質問を次のとおり受け付けます。

(ア) 受付期間

令和7年4月16日(水) 8:30から4月28日(月) 17:15まで

(イ) 受付方法

E-Mailで「横浜市動物園等指定管理者選定要項等に関する質問書」(様式2)をみどり環境局動物園課に送付してください。

なお、電話及び窓口でのお問合せには応じかねますので、あらかじめ御了承ください。

エ 質問への回答

令和7年5月16日(金)(予定)までに、Eメールで回答します。

オ 応募書類の受付

(ア) 応募書類

「5(4)応募手続について」を参照

(イ) 受付期間

令和7年6月11日(水) 8:30から7年6月13日(金) 17:15まで

(ウ) 受付方法

横浜市みどり環境局動物園課にご持参ください。

(3) 審査及び選定の手続について

ア 審査方法

審査は、「動物園等の指定管理者選定基準」に従い、応募者の書類審査及び面接審査等に基づき総合的に実施します。また、面接審査ではプレゼンテーションを行っていただき、それに対する質疑を行います。このため、団体の代表者又は職員計5名までの出席をお願いします。面接審査の出席者は応募団体の固有職員のみとし、出席に際しては本人であることを証明するもの(社員証等)を確認させていただきます。

また、選定評価委員会による審査に先立ち、申請資格審査をみどり環境局動物園課で行います。この際、申請書類等についてみどり環境局動物園課から確認及び照会を行う場合があります。

イ 横浜市動物園等指定管理者選定評価委員会（敬称略）

氏 名	所 属 等
小宮 輝之	元恩賜上野動物園 園長
佐渡友 陽一	帝京科学大学アニマルサイエンス学科 准教授 市民 Z00 ネットワーク 代表理事
関 清美	税理士法人さくら共同会計事務所 税理士
藤崎 晴彦	横浜市立大学国際商学部 准教授
間曾 さちこ	株式会社かなん 代表 元一般財団法人自然環境研究センター 上席研究員

ウ 会議の公開

選定評価委員会の会議は、原則公開とします。ただし、公開しないことが適当であると選定評価委員会が判断した場合は、会議の一部又は全部を公開しないこととします。

エ 選定基準について

「動物園等の指定管理者選定基準」に基づき審査を行います。指定候補者となるためには、選定評価委員会の定める最低基準点を満たすことが必要です。最低基準に満たない場合は、応募団体が1団体のみであっても指定候補者として選定せず、再度応募を行います。

また、財務状況の評価が著しく悪い場合は、選定から除外する場合があります。

なお、応募団体が提案する「指定管理料」が、横浜市が提示する「指定管理料上限額」より上回る場合は、横浜市が求める要件を満たしていないため、認められません。

オ 指定管理候補者等の決定

提出書類及び面接審査（プレゼンテーション）を総合した審査を行います。各委員の審査により、候補者を決定します。なお、応募者が様式 36「収支計画」で提示する指定管理料提案額が、横浜市が今回示した指定管理料の上限額を上回る提案だった場合は、横浜市の求める要件を満たしていないため、認められません。

カ 選定結果の通知及び応募書類の公表

選定結果は、応募者に対して速やかに通知します。また、選定の経過及び結果は、次の横浜市ウェブサイトへの掲載等により公表します。

URL : <https://www.city.yokohama.lg.jp/business/kyoso/public-facility/kaku-katsuyou/kankyo/zoo/r8zoosentei.html>

なお、指定候補者の応募書類については、原則として、指定議案の議決後に公表の対象となります。

キ 指定管理者の指定

市会の議決後に、指定管理者として指定します。（令和7年12月下旬予定）

ク 指定管理者との協定締結

「6 協定及び準備に関する事項」を参照

(4) 応募手続について

申請にあたっては、動物園条例第3条の2及び同施行規則第3条の2に定める次の書類を提出いただきます。提出にあたっては、必ず別紙「応募書類様式集」を確認し、その記載事項に従

ってください。

ア 提出書類一式

	提出書類名	様式
①	指定申請書	様式 3
②	団体の概要	様式 4
③	役員等氏名一覧表 ※県警照会用の様式のエクセルファイルデータ (CD-R) も提出してください。 ※同エクセルファイル内の「別紙」を紙で印刷してください。	様式 5
④	欠格事項に該当しない宣誓書	様式 6
⑤	定款、規約その他これらに類する書類	様式指定なし
⑥	履歴事項全部証明書 ※法人のみ。応募書類の受付期間の最終日時点の情報がわかるもの。	法務局様式
⑦	指定申請書を提出する日の属する事業年度の収支予算書及び事業計画書並びに前事業年度の収支計算書及び事業報告書	様式指定なし
⑧	直近 3 か年の事業年度の貸借対照表、財産目録、損益計算書等。任意団体においては、これらに類する書類	様式指定なし
⑨	納税証明書 その 3 の 3 ^{※1} ※選定要項の配布開始日以降に発行されたもの。	税務署様式
⑩	横浜市税の納税状況調査の同意書 ^{※1} ※応募時点で横浜市に対して納税義務のない団体についても提出の必要があります。なお、指定管理者として指定された後は、この同意書をもとに、毎年度横浜市への納税状況（横浜市の課税状況の有無を含め）について状況調査を行います。	様式 7
⑪	<u>（該当する場合のみ）法人税及び法人市民税の課税対象となる収益事業等を実施していないことの宣誓書</u> ※1 収益事業等を実施していないことにより、法人税・法人市民税の申告義務がなくかつ実際に申告税額がない公益法人又は人格のない社団等の場合のみ提出してください。	様式 8
⑫	労働保険（労災・雇用）の加入を確認できる書類 ^{※2} ※労働局、労働基準監督署又は労働保険事務組合発行の労働保険料の領収書の写し（直近の 1 回分）等	様式指定なし
⑬	健康保険の加入を確認できる書類 ^{※2} ※年金事務所又は健康保険組合発行の健康保険料の領収書の写し（直近の 1 回分）等	様式指定なし
⑭	厚生年金保険の加入を確認できる書類 ^{※2} ※年金事務所又は健康保険組合発行の厚生年金保険料の領収書の写し（直近の 1 回分）等	様式指定なし
	※2 各種社会保険への加入の必要がないため、⑫～⑭の提出ができない	様式 9

	場合は、「労働保険、健康保険及び厚生年金保険の加入の必要がないことについての申出書」を提出してください。	
⑮	団体の現在の組織、人事体制を示す人事労務関係の書類 ※就業規則、給与規定等	様式指定なし
⑯	設立趣旨、事業内容のパンフレットなど団体の概要がわかるもの	様式指定なし
⑰	評価基準加点項目に係る申出書 ※加点項目「市内中小企業等であるか」及び「本市重要施策を踏まえた応募団体の取組状況」において加点を希望する団体は、「評価基準加点項目に係る申出書（様式 10）」を作成し、該当項目に係る必要書類を添付の上、提出してください。 ※障害者の雇用の促進等に関する法律第 43 条第 7 項による障害者雇用状況の報告義務を有さない事業者であって、加点を希望する場合には、障害者雇用率が 2.50%を超えていることを確認するため、様式 10 に加えて障害者雇用計算表（様式 10－2）に必要事項を記入の上、提出してください。	様式 10 及び 様式 10－2
	（※辞退する場合のみ提出） 辞退届	様式 11
以下は「提案書」の様式です。個人情報（個人の氏名や電話番号、個人が特定できる写真・肖像等）は掲載しないでください。		
⑱	提案書の提出について ※提案書の表紙となるものです。表紙は（様式 12）を用い、独自に表紙を作成しないでください。	様式 12
⑲	管理運営にあたっての基本方針（ビジョン・ミッションを含む） ※動物園等の指定管理を行う際のビジョン（目指す中期的なイメージ（姿）等）、ミッション（果たすべき役割等）を含めた基本方針を記載	様式 13
⑳	応募理由 ※動物園等に求められる役割を踏まえ、応募団体が考える応募の理由を記載	様式 14
㉑	団体の状況及び団体の財務状況 ※団体の目的（定款上）理念等を含めた団体自身の概要を示してください。 ※団体の財務状況を事業収益性、経営安定性、借入余裕度を含め簡潔に記載してください。	様式 15
㉒	団体の実績	様式 16
㉓	現地の管理運営体制、必要人材の配置と職能	様式 17
㉔	研修方針及び計画	様式 18
㉕	危機管理 （災害時の緊急対策、安全対策、防犯対策、感染症対策、公衆衛生 等）	様式 19
㉖	苦情・要望への対応	様式 20
㉗	個人情報保護・情報公開、人権尊重、環境への配慮、市内中小企業優先発注など、本市の重要施策を踏まえた取組	様式 21
㉘	来園者サービスの向上・来園者数増に向けた集客施策	様式 22

②⑨	有料駐車場・売店・レストラン等便益（許可）施設の運営	様式 23
③⑩	広報・プロモーション・マーケティング・ファンドレイジングの取組、情報提供	様式 24
③⑪	市民協働、市民主体の活動の支援、地域人材育成	様式 25
③⑫	地域課題を踏まえた事業提案、地域活性化への貢献	様式 26
③⑬	教育普及	様式 27
③⑭	飼育計画	様式 28
③⑮	動物舎及び展示の管理	様式 29
③⑯	動物の導入と繁殖計画	様式 30
③⑰	動物の獣医学的衛生管理	様式 31
③⑱	野生生物の保全	様式 32
③⑲	調査・研究	様式 33
④⑩	横浜市繁殖センターにおける取組	様式 34
④⑪	維持管理	様式 35
④⑫	収支計画	様式 36
④⑬	賃金水準スライドの対象となる人件費に関する提案書	様式 賃－1

※ その他、必要に応じて、追加で書類の提出を求める場合があります。

イ 必要部数

提出書類の言語は日本語、長さの単位はメートル法を用いてください。用紙サイズは原本で用紙サイズが決まっているもの以外は、A4サイズに統一してください。

また、⑬～⑳の各書類の下部中央に通しでページ番号を付してください。なお、押印は不要です。

- (ア) 応募書類を①から順に並べて、各様式の前にインデックス番号（※様式集を参照）のインデックスを付けた白紙を付けて、2穴ファイルに綴じた正本1部（提出書類ごとに両面印刷）、同様にした副本11部を提出してください。いずれも各書類にはページ数及びインデックスを付けてください。
- (イ) ⑧（直近3年間の決算書類。財務状況の評価を外部の専門家または専門機関に依頼・委託します。）1部（両面印刷）
- (ウ) 電子データ（①～⑬のすべてにつき、PDFファイル及びWordファイル（ただし、「役員等氏名一覧表（様式5）」及び「収支計画（様式36）」はExcelファイル）が入ったCD-ROM1枚

ウ 提案書

(ア) ページの制限

- ・提案書（⑬～⑳）はA4サイズ縦で作成してください。
- ・提案書本文は、使用文字の大きさは11ポイント以上で⑬～⑳に沿って作成することとし、資料をあわせ、全体で100ページ以内にまとめてください。様式ごとに規定ページ数がありますので、規定ページ数（上限）にも従ってください。

(イ) 仕様・文字

- ・図表や画像も貼り付け可能ですが、指定様式からはみ出さないようにしてください。
- ・提案書内の図表については、管理に関わる書類のイメージ及び緊急連絡体制等のイメージ表現の場合は、使用文字のサイズの制限はありません。ただし、図表を用いて提案内容の説明（例：自主事業の提案等）を行う場合は、本文と同様に 11 ポイント以上としてください。
- ・収支計画（様式 36）に関しては 9 ポイント以上としてください。

(ウ) その他

- ・提案書（⑮～④③）については、様式 12 及び様式 賃－1 を除いて、団体名及び構成団体名は記入せず、「当団体」という呼称を使用してください。
- ・提案額は、消費税込みの金額で記載してください。また、光熱水費を含んで提案してください
- ・個人情報（個人の氏名や電話番号、個人が特定できる写真・肖像等）は掲載しないでください。
- ・提案書の各様式における提案が自主事業の提案である場合は、自主事業と分かるように記載してください。

(5) 資格要件及び欠格事項について

ア 資格要件

法人その他の団体、又は複数の法人等が共同する共同事業体であること（法人格は不要。ただし個人は除く）

イ 欠格事項

次に該当する団体は、応募することができません。

- (ア) 法人税、法人市民税、消費税及び地方消費税等の租税または労働保険料を滞納していること
- (イ) 労働保険（雇用保険・労災保険）及び社会保険（健康保険・厚生年金保険）への加入の必要があるにもかかわらず、その手続を行っていないこと。
- (ウ) 会社更生法・民事再生法による更生・再生手続中であること
- (エ) 指定管理者の責に帰すべき事由により、本市又は他の地方公共団体から 2 年以内に指定の取消を受けたものであること
- (オ) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定により、横浜市における入札参加を制限されていること
- (カ) 選定評価委員が、応募しようとする団体の経営又は運営に直接関与していること
- (キ) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。）又は暴力団経営支配法人等（横浜市暴力団排除条例（平成 23 年 12 月横浜市条例第 51 号）第 2 条第 5 号に規定する暴力団経営支配法人等をいう。）であること

※本項目については、提出された「役員等氏名一覧表（様式 5）」により、横浜市から神奈川県警察本部に対し調査・照会を行います。

(ク) 2年以内に労働基準監督署からは正勧告を受けていること（仮に受けている場合には、必要な措置の実施について労働基準監督署に報告済みでないこと）

ウ 選定要項の承諾

応募者は、応募書類の提出をもって、本選定要項の記載内容を承諾したものとみなします。

エ 接触の禁止

選定委員、横浜市職員その他の本件関係者に対して、本件応募について直接・間接を問わず接触を禁じます。

オ 重複応募の禁止

同一案件に対して、複数案の応募に参画することはできません。

カ 応募内容変更・追加の禁止

提出された書類の内容の変更又は書類の追加はできません。ただし、選定評価委員会が認めた場合はこの限りではありません。

キ 団体職員以外による、次の行為の禁止

応募にあたって、応募団体（共同事業体に当たっては構成団体、中小企業等協同組合に当たっては組合員となっている団体）の職員以外が、次の行為を行うことを禁止します。

(ア) 応募説明会・現地見学会への代理出席

(イ) 事業計画書等、提出書類の作成（作成に関する技術的な助言等は可とします）

(ウ) 選定評価委員会の面接審査への出席

ク 応募者の失格

応募者が次の事項に該当した場合は、失格となることがあります。

(ア) エからキまでの禁止事項に該当するなど、本選定要項に定める手続を遵守しない場合

(イ) 応募書類に虚偽の内容を故意に記載した場合

ケ 応募書類の取扱い

応募書類は理由を問わず返却しません。

コ 応募書類の開示

指定管理者及び指定候補者の応募書類については、「個人情報の保護に関する法律」及び「横浜市の保有する情報の公開に関する条例」に基づく情報開示請求が提出された場合は、原則として請求者に対して開示されることとなります。

その他、横浜市が必要と認めるときは、提出書類の全部又は一部を使用できるものとします。

サ 応募の辞退

正当な理由がある場合に限り、応募書類を提出した後に辞退することを認めます。その際には、「辞退届（様式 11）」を提出してください。

シ 費用負担

応募に関して必要となる費用は団体の負担とします。

ス 提出書類の取扱い・著作権

横浜市が提示する設計図書（平面図等）の著作権は横浜市及び設計者に帰属し、団体の提出する応募書類の著作権は作成した団体に帰属します。

6 協定及び準備に関する事項

(1) 協定の締結

選定評価委員会による審査及び選定後、横浜市は指定候補者と細目について協議を行い、仮協定を締結します。その後、横浜市会の議決を経て指定管理者として指定された後に、基本協定を締結します。

また、毎年度、指定管理料の金額等に関する年度協定を締結します。

(2) 協定の主な内容

- ア 管理運営業務の範囲及び内容
- イ 法令の遵守
- ウ 管理運営業務実施上の規定等(第三者への再委託、緊急時の対応及び施設の保全・改修等)
- エ 管理運営費用に関する事項(口座管理、指定管理料支払い方法の原則及び光熱水費支払い方法の原則等)
- オ 管理運営業務実施状況の確認方法及び確認事項
- カ 施設の維持保全及び管理に関する事項
- キ 施設内の物品等の所有権の帰属に関する事項
- ク 債権債務の譲渡等の禁止に関する事項
- ケ 管理運営業務に関し保有する個人情報の保護に関する事項
- コ 指定期間満了に関する事項
- サ 指定の取消及び管理業務の停止に関する事項
- シ 協定内容の変更に関する事項
- ス その他必要な事項

(3) 開業準備

指定期間の開始までに準備業務として、①事業計画書作成業務、②年度実施計画書作成業務、③法令等の調査及び順守する法令等の特定と一覧表の作成業務等、横浜市との連携・調整業務を行っていただきます。詳細については指定候補者に提示します。

(4) 指定候補者及び次期指定管理者の変更

指定候補者は、提出済みの指定申請書及び添付書類の記載内容に変更(例：代表者の変更)が生じたときは、関係書類を添えて直ちに横浜市へ届け出るものとします。

横浜市は、市会の議決を経るまでの間に、指定候補者を指定管理者に指定することが著しく不適当と認められる事情が生じた場合には、指定しないことができるものとします。

また、指定から指定期間開始までの協議の過程において指定管理業務の実施が困難であることが明らかになった場合及び協議が成立しない場合には、当該団体の指定を取り消すことができるものとします。

また、指定候補者を指定管理者の候補団体として市会に議案を提出した結果、議決が得られなかった場合は、指定管理者とはなりませんので予め御了承ください。

なお、市会の議決が得られなかった場合においても、当該施設に係る業務及び管理の準備のた

めに支出した費用については、一切補償しません。また、市会の議決が得られないことにより、施設の管理運営開始が延期となった場合の損害についても、補償しません。

(5) 指定取消及び管理業務の停止等

指定管理者が行う施設の管理の適正を期するために横浜市が行う指示に従わないとき、その他指定管理者による管理を継続することが適当でないと認められるときは、地方自治法第 244 条の 2 第 11 項の規定に基づき、指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて管理業務の全部若しくは一部の停止を命ずることがあります。

指定取消又は管理業務の停止を行う必要がある場合の例として、次のようなものが考えられます。

- ア 横浜市動物園条例又は協定の規定に違反したとき
- イ 地方自治法第 244 条の 2 第 10 項の規定に基づく報告の要求又は調査に対して、これに応じず又は虚偽の報告を行い、若しくは調査を妨げたとき
- ウ 地方自治法第 244 条の 2 第 10 項の規定に基づく指示に従わないとき
- エ 本選定要項に定める資格要件を失ったとき
- オ 申込みの際に提出した書類の内容に虚偽があることが判明したとき
- カ 指定管理者の、経営状況の悪化や組織再編行為等により管理業務を継続することが不可能又は著しく困難になったと判断されるとき
- キ 指定管理者の、指定管理業務に直接関わらない法令違反等により、当該団体に管理業務を継続させることが、社会通念上著しく不相当と判断されるとき
- ク 指定管理者の責に帰すべき事由により管理業務が行われなるとき
- ケ 不可抗力（暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、戦乱、内乱、テロ、侵略、暴動、ストライキ及び伝染病・感染症等の流行などの横浜市又は指定管理者の責に帰することのできない自然的又は人為的な現象を言う）により管理業務の継続が著しく困難になったと判断されるとき
- コ 指定管理者から、指定の取消又は管理業務の全部若しくは一部の停止を求める書面による申し出があったとき
- サ 当該施設が、公の施設として廃止されることとなったとき
- シ その他、横浜市が当該指定管理者による管理を継続することが適当でないと認めるとき

指定管理者の責に帰すべき事由により指定取消又は管理業務の停止を行った場合には、指定管理料の減額、既に支出した指定管理料の返還、又は横浜市に損害が発生した場合の損害賠償の支払い等を求めることがあります。

また、指定管理者が、横浜市の実施する指名競争入札に参加する資格を有する者であり、指定期間中に「横浜市指名停止等措置要綱」に定める措置要件に該当するときは、同要綱に基づく指名停止を行います。

(6) 指定内容の変更

指定管理者の指定は、横浜市の議決が必要である旨を規定された行政処分です（地方自治法

第 244 条の 2 第 6 項)。また、指定管理者制度とは「公の施設」の管理を行うという、まさに公共サービスを担うものであり、手続きの瑕疵による業務の停止等はありません。

このため、指定候補者の選定後や指定管理者の指定後も、制度の趣旨を踏まえ、団体の合併・統合等により指定内容を変更する可能性がある場合には、事前に横浜市へ報告し、十分な期間をもって横浜市と協議を行うよう留意してください。